

解体業許可の更新申請書		
※登録番号		
※登録年月日		
年 月 日		
呉市長 殿		
申請者 氏		
住所		
氏名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

様式第五（第五十五条関係）（２）

役員の氏名及び住所（兼務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役，これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	役職名	住 所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	住 所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において，当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	住 所	保有する株式の数又は出 資の金額

様式第五（第五十五条関係）（3）

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収，事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品，材料その他の有用なものの保管方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考 1 △の欄は，記入しないこと
 2 ※印の欄は，更新の場合に記入すること。
 3 事業所が複数ある場合には，「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け，事業所ごとに記載すること。
 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については，当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については，該当するすべての者を記載することとし，記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載して，その書面を添付すること。
 6 「標準作業書の記載事項」の欄については，当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 7 用紙の大きさは，日本工業規格A4とすること。
 8 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

【添付書類及び図面】

- 1 第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 2 解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には，使用する権原を有すること）を証する書類
- 4 事業計画書
- 5 収支見積書
- 6 申請者が個人である場合には，住民票の写し，後見登記等に関する法律第十条第一項に規定する登記事項証明書及び破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- 7 申請者が法人である場合には，定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- 8 申請者が法人である場合には，その役員の住民票の写し，後見登記等に関する法律第十条第一項に規定する登記事項証明書及び破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- 9 申請者が法人である場合において，発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは，当該株主の有する株式の数又
当該出資している者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び後見登記等に関する法律第十条第一項に規定する登記事項証明書又は登記簿の謄本
- 10 申請者に令第5条に規定する使用人がある場合には，その者の住民票の写し，後見登記等に関する法律第十条第一項に規定する登記事項証明書及び破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- 11 申請者が未成年者である場合には，その法定代理人の住民票の写し，後見登記等に関する法律第十条第一項に規定する登記事項証明書及び破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

※個々の事情により『後見登記等に関する法律第十条第一項に規定する登記事項証明書』が提出できない場合は，意思疎通ができる旨などの記載された医師の診断書を提出することで申請することができる。